事　務　連　絡
令和８年３月９日

住宅局住宅総合整備課
住宅生産課
参事官（建築企画担当）付
御中

水管理・国土保全局水道事業課

鉛製給水管の解消に向けた取組について

鉛製給水管は、管内に錆が発生せず、可とう性や柔軟性に富み、我が国では、鉛製給水管は近代水道創設期から1980年代後半まで全国的に使用されてきました。鉛による慢性毒性は広く知られており、国は段階的に水道水質基準を強化し、平成15年４月に水質基準を0.01mg/Lに強化するとともに、平成16年に策定した「水道ビジョン」では、できるだけ早期にゼロにするという目標を掲げ、取組の推進を図ってきたところです。鉛製給水管の解消に向けた取組について、数は減少しているものの減少のペースは鈍化しており、解消に向けた取組を一層推進することが重要となっています。

このような中、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課では、令和７年度第１回水道の諸課題に係る有識者検討会での議論を踏まえ、鉛製給水管の解消に向けた６つの取組（立入検査による指導、鉛製給水管の広報強化、残存件数の推移や見える化、鉛製給水管の利用を停止した時期を公表、布設替えに関する手引きの改定、建替え時等の鉛製給水管更新等の周知）について、ロードマップや目標値を設定し、今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針としてとりまとめました。

取組の１つである、家屋の建替え時等の鉛製給水管更新等の周知については、水道関係者のみならず住宅関係団体等に対する周知を進めていきたいと考えております。

つきましては、鉛製給水管を使用している住宅等の建替えやリフォームの時期を捉え、鉛製給水管を別配管に設計・更新する必要性及びこの対応方針について、関係機関及び関係団体に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

・今後の鉛製給水管の解消に向けた対応方針
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/topics_bukyoku_kenkou_suido_kyusui_01c.html

【参考資料】

・広報用配布物「ご自宅の給水管が鉛製ではないですか？？」

※鉛製給水管を更新する必要性を説明する際に参考資料として、活用しているものです。

【連絡先】
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
担当　　髙梨、天見、蓼沼、小家石
TEL　　：代表 03-5253-8111（内線 34-406、34-412）
　　直通 03-5253-8819
E-mail ：hqt-kyuusuisouchi@ki.mlit.go.jp

ご自宅の給水管が鉛製ではないですか??

鉛製給水管中に水道水が長時間滞留した場合、鉛管からの溶出により、**水道水の鉛濃度が水質基準を超過**するおそれがあります！

特に、**平成元年度以前に建築された住宅**にお住まいの方は、ご自宅に鉛製給水管が使用されているかを確認してください！

※鉛には蓄積性があり、その摂取量が多い場合、人の健康に対する影響が懸念されます。

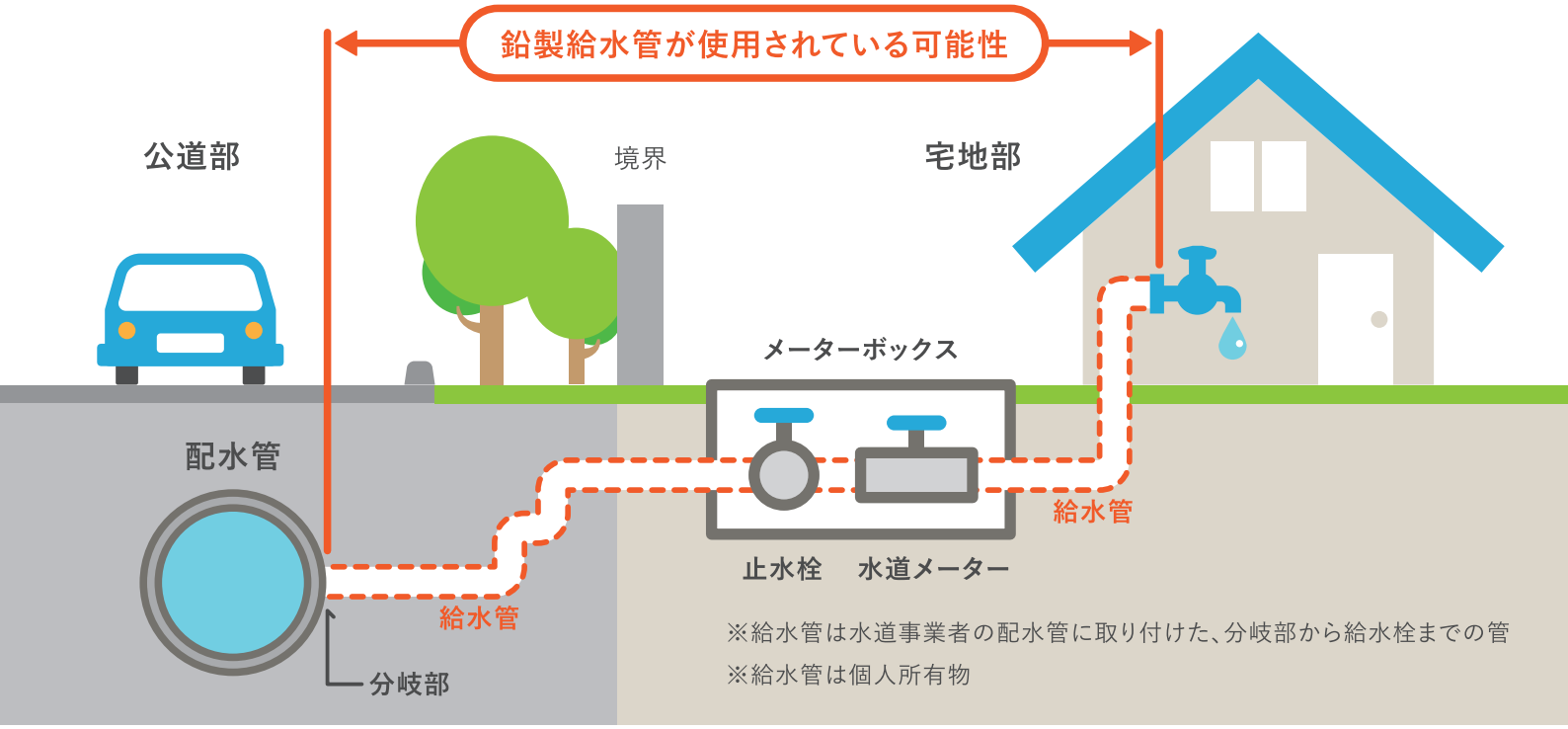

鉛製給水管の設置状況

❶集合住宅等のパイプスペース内

❷一般家屋等のメーターボックス内

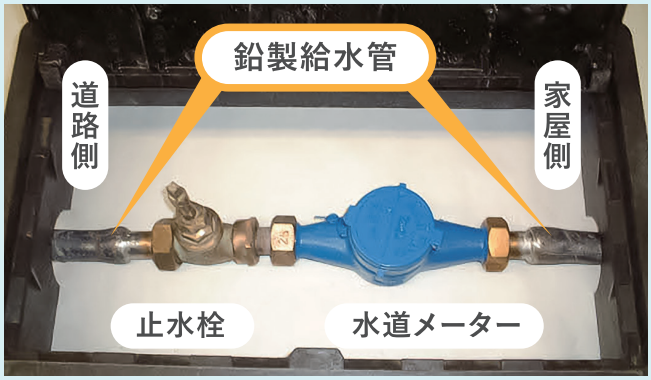

国土交通省

鉛製給水管が使用されているかの確認方法

1. 所有者が自ら確認する場合

所有者による確認方法は、下記のとおりですので、ご確認ください。

2. 所有者が水道事業者（水道局等）に確認する場合

給水を受けている水道事業者（水道局等）のホームページ等を確認いただき、お問い合わせください。

※鉛製給水管を使用している場合、水道事業者（水道局等）より、鉛製給水管に関する広報物が届けられていることがあります。

所有者による確認方法

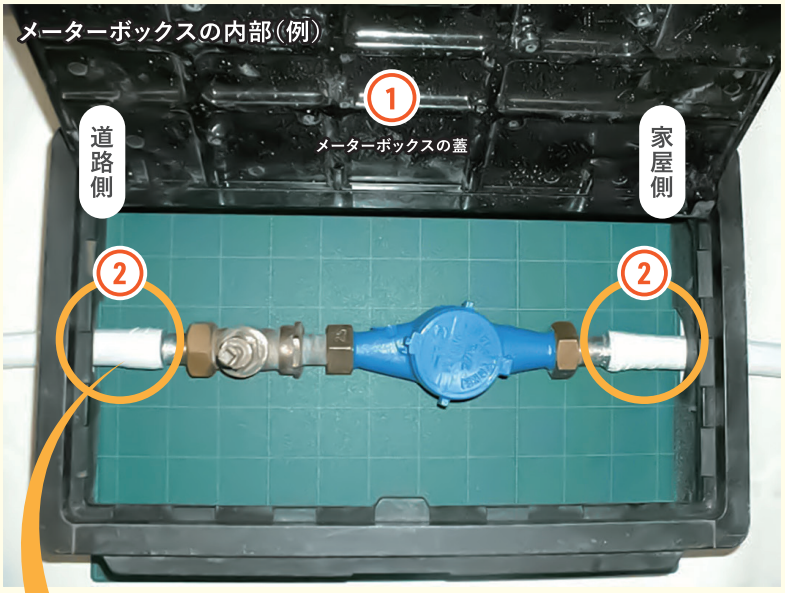

確認事項

- 色（黒）
- 材質（プラスチック）

確認事項

- 色（グレー）
- 材質（プラスチック）

鉛製給水管の接合部（例）

① メーターボックスの蓋を開け、内部の**給水管を確認**します。

② 見えた管が**鈍い灰色**ならば**鉛製給水管の可能性**があります。黒く錆びている場合は、表面を少し削って確認してください。
なお、鉛管は**はんだ溶接**されています。

※給水管に防食防止の**テープ等**が巻いてある場合は、**一部を剥がして**ください。

! 塩化ビニール管も灰色など、類似した色をしていますが、材質がプラスチック製と判断できる場合は鉛管ではありません。

鉛製給水管が使用されている場合どうすればいいの？

▶所有者による**鉛製給水管の布設替え**をご検討ください。

※水道事業者（水道局）が**助成制度を設けている**こともあります。
※賃貸等、所有者ではない場合は管理会社等に布設替え等の対応をお願いしてください。

▶**朝一番やお出掛けで長時間水道水を使用しなかった場合**、水質基準を超える**鉛成分が検出されること**がありますので、安心してお使いいただくために**使い始めの水**（バケツ1杯程度）を**飲用以外の用途で使用**してください。

※通常の使用では水道法に定められた水質基準に適合しており、直ちに健康を及ぼすことはありません。

作成：国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
（上下水道審議官グループ）
国土交通省